

# ○福岡県田川地区消防組合情報公開条例

〔平成 24 年 9 月 20 日〕  
〔 条 例 第 8 号 〕

改正 平成 29 年 12 月 27 日条例第 8 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 情報の開示（第 5 条～第 16 条）
- 第 3 章 審査請求（第 17 条～第 19 条）
- 第 4 章 情報公開審査会（第 20 条～第 31 条）
- 第 5 章 補則（第 32 条～第 35 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり住民の知る権利を尊重し、福岡県田川地区消防組合（以下「組合」という。）の保有する情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、情報提供の充実を図るとともに、住民の消防行政に対する理解と信頼を深め、もって住民参加による公正で開かれた消防行政を一層推進することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において実施機関とは、管理者、監査委員、消防長及び議会をいう。

2 この条例において情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が保有しているものをいう。

3 情報の開示とは、情報の閲覧又は写しを交付すること、視聴に供することをいう。

#### （実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、情報の開示を求める住民の権利及び要望が十分に尊重されるように、この条例を解釈し運用しなければならない。この場合において実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

#### （利用者の責務）

第 4 条 この条例の定めるところにより、情報の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利利益を侵害することのないように務め、守秘する義務を負うものとする。

### 第 2 章 情報の開示

#### （開示請求権）

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、その保有する情報の開示

を請求する権利を有する。

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 開示請求する情報の件名、内容その他開示請求に係る情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求のあつた日から起算して15日以内に、情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定、情報を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る情報を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあつた日に情報の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。

3 実施機関は、第1項の規定により、情報の開示をしない旨の決定をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を書面に具体的に記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の期間をその満了する日の翌日から起算して30日以内を限度として延長することができる。この場合において実施機関は、速やかに開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(情報の開示)

第8条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る情報が次の各号に掲げる場合を除き、これを開示しなければならない。

- (1) 私的生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、公開することにより、当該個人の権利、利益、名誉、幸福又は生活を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令又は条例の定めるところにより、何人も閲覧することができることとされている情報
  - イ 公表することを目的として、又は予測して作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 公務員の公務遂行に関する個人の公的地位又は立場に関する情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動により人の生命、健康、生活、財産又は環境の保護に影響を及ぼすおそれのある情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は著しく不当な事業活動により消費生活その他住民の生活の安全に影響を及ぼすおそれのある情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに準ずる情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 行政運営に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 組合の内部又は組合と国又は他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうことが明らかであるもの

イ 組合又は国等が行う行政上の監査、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの

ウ 公開することにより、人の生命、身体、自由及び財産の保護、犯罪の予防、捜査又は公訴その他公共の秩序及び安全の維持に具体的な支障を及ぼすことが明らかであるもの

(4) 法令又は条例で明らかに公開することができないとされている情報

(部分開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して、除いた部分につき開示しなければならない。ただし、該当部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該情報を開示することができる。

(情報の存否)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(情報不存在の通知)

第 12 条 実施機関は、開示請求に係る情報が存在しないときは、開示請求があった日から 15 日以内に、当該情報が不存在である旨の通知をするものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 13 条 開示請求に係る情報に、組合及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る情報の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対して、開示請求に係る情報の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第 8 条第 1 号ウに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を第 10 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(開示の実施)

第 14 条 情報の開示は、文章、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による情報の開示にあつては、実施機関は、該当情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等の規定による情報)

第 15 条 法令等の規定により、実施機関に対し、情報の閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本、抄本その写しの交付を求めることができる。当該情報の閲覧又はその写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

(費用の負担)

第 16 条 この条例の規定による情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が情報の写しの交付又は送付を受けるものは、規則で定めるところにより当該写

しの交付又は送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

### 第3章 審査請求

(審査会への諮問)

第17条 開示の決定又は、開示請求に係る不作為に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、福岡県田川地区消防組合情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を開示することとする場合（当該情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を却下する場合等における手続)

第19条 第13条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をするとき

(2) 第三者である参加人が当該情報の開示に反対の意思を表示している場合に、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該情報を開示する旨の裁決をするとき

### 第4章 情報公開審査会

(設置)

第20条 第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を置く。

(組織)

第21条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 22 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第 24 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関の職員その他関係者（以下「審査請求人等」という。）から意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 25 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第 26 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第 27 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この

場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議の会議の非公開)

第 28 条 審査会の行う調査審議する会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 29 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(秘密の保持)

第 30 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第 5 章 補則

(情報の管理)

第 32 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適切に管理するものとする。

2 実施機関は、情報の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の定めにおいては、情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の情報の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供)

第 33 条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求ができるよう、当該実施機関が管理する情報の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第 34 条 管理者は、毎年度、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 35 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。

附 則（平成 29 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。